

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	港湾海岸課	検索番号
法令名	海岸法	根拠条項	第23条の3第1項	
許認可等	海岸協力団体の指定			

(根拠規定)

(海岸協力団体の指定)

第二十三条の三 海岸管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして主務省令で定める団体を、その申請により、海岸協力団体として指定することができる。

(許認可等の基準)

(別紙) 愛媛県海岸協力団体募集要項

3 対象となる活動及び区域

(1) 海岸協力団体としての活動の内容

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ①海岸管理者に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
- ②海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③海岸の管理に関する調査研究
- ④海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤上記の活動に附帯する業務

(2) 対象区間

愛媛県沿岸の海岸保全区域（県管理海岸に限る。ただし、農林水産省所管海岸を除く。）を対象とします。申請にあたっては、活動を希望する区間を申請して下さい。

4 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項
その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。また、偽りその他不正の行為により過去7年間に税に関する更正決定等がないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え申請して下さい。

（1）添付書類

- ①法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ②活動実績報告書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ③活動実施計画書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ④法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る）
- ⑥⑦から⑩の要件を満たすことを証する書類
- ⑦その他、参考となる資料

6 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

（1）申請資格の確認

（2）活動実績報告書の審査（継続性・公共性・活動姿勢）

海岸の管理に資する非営利活動を対象区間で継続的に行っており、海岸管理者との協力関係が確認でき、海岸の管理等に支障のある行為を行っていないこと。

継続性：直近おおむね5年間にわたり、海岸協力団体として活動を行う海岸の区間において、海岸の管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

公共性：上記の非営利活動が、海岸管理者から後援された活動、海岸管理者と共に実施した活動、その他の海岸管理者との協力関係が認められる活動であること。

活動姿勢：直近おおむね5年間において、海岸の管理又は他の民間団体等の海岸の管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

（3）活動実施計画書の審査（実効性・貢献度・協調性）

活動実施計画の実効性、海岸の管理に対する貢献、活動に当たって地域との協調性が認められること。

実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

貢献度：海岸の管理に対する貢献が認められること。

協調性：活動に当たって地域（住民、市町、他の民間団体等）との協調性が認められること。